

平成 28 年度 麻布大学授業料等の免除の取扱いについて(平成 28 年熊本地震)

平成 28 年 11 月 2 日制定

(趣旨)

第 1 条 この取扱いは、授業料等の免除又は徴収猶予に関する内規に基づき、標記の災害による平成 28 年度授業料等の免除について定める。

(対象者)

第 2 条 平成 28 年度授業料等の免除（以下「免除」という。）の申請対象者は、平成 28 年熊本地震に係る災害救助法適用地域に居住し、当該災害により被災している学資負担者とする。

(申請手続)

第 3 条 免除を申請する学資負担者（以下「申請者」という。）は、学資を負担する学生を通じて、所定の授業料等免除許可願及び別表第 1 に定める証明書等を提出する。

(免除の内容)

第 4 条 免除の内容は、別表第 2 に定めるとおりとする。

(選考及び免除者の決定)

第 5 条 免除候補者の選考は、経済支援検討会（以下「検討会」という。）において行い、申請者から提出のあった書類を用いて選考する。

2 学長は、前項に定める免除候補者の選考結果を踏まえて、免除者を決定する。

(検討会)

第 6 条 検討会は、次の者をもって構成する。

(1) 学部学生に係る検討会

- ア 教務・学生支援を所掌する担当学長補佐
- イ 各学部長
- ウ 各学科長
- エ 当該クラス担任(1人以上)

(2) 大学院学生に係る検討会

- ア 教務・学生支援を所掌する担当学長補佐
- イ 各大学院研究科長
- ウ 当該専攻主任

2 検討会に座長を置き、前項各号に掲げる教務・学生支援を所掌する担当学長補佐をもって充てる。

3 座長は、検討会の議事結果を、学長に報告する。

(事務)

第 7 条 この取扱いに関する事務は、教務部学生支援・国際交流課が行う。

(附則)

この取扱いは、平成 28 年 11 月 2 日に制定し、同日から施行する。

別表第1（第3条関係）

罹災状況	証明書等
災害救助法適用地域に居住し、当該災害により、学資負担者が居住する家屋が全壊、大規模半壊又は半壊し、家屋の原状回復のために多額の費用を要したことから、授業料等の支弁が極めて困難であると認められる場合	罹災証明書の写し

別表第2（第4条関係）

対象災害	罹災状況			
	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
平成28年熊本地震	一部（半額） 免除	一部（半額） 免除	一部（半額） 免除	免除しない

※1. 授業料等とは、授業料、実験実習費、教育充実費及び施設設備費をいう。

※2. 家屋の損壊状況とは、罹災証明書に記載された、罹災状況をいう。

※3. 半額とは、平成28年度に納付すべき授業料等の額（前期及び後期に納付すべき額を合計した額）の半額をいう。